

学習塾・予備校・私立学校こそ主権者教育を

— 2016年7月の参議院議員選挙より18歳からの選挙権が施行—

開倫塾

塾長 林 明夫

Q：なぜ2016年7月の参議院議員選挙から18歳以上の日本国民が選挙権を行使できるようになるのですか。

A：(林明夫。以下略)

- (1) 憲法改正に必要な国民投票について定めた「改正国民投票法」が2014年6月に施行され、「憲法改正に必要な国民投票の投票年齢を4年以内に18歳以上に引き下げる」ことになりました。
- (2) これを受けて、2015年6月17日に「改正公職選挙法」が成立し、「選挙権年齢」を18歳以上に引き下げることになり、1年後の2016年7月から施行されることになりました。
- (3) 2016年7月には参議院議員選挙が予定されていますので、そこから18歳以上の日本国民が選挙権を行使できることとなります。

Q：随分詳しいですね。

- A：(1) 私は、10数年前に参議院の憲法調査会で公述人に選任され2時間にわたって平和と安全保障について意見陳述をしました。その際に、憲法には憲法改正の条項があり、国民による直接投票が憲法改正の要件になっているにもかかわらず、憲法改正の国民投票に関する法律がないのは、立法権を有する国会の怠慢である。国会はなすべき立法をしない責任、立法の不作为責任を問われる旨の発言をしました。
- (2) 憲法改正に関する法律の未整備、国会の不作为を指摘したものとして、憲法学者の何人かの先生から評価されました。大学の学生時代の4年間、大学の研究室の研究生時代の7年間と、合計11年も憲法を勉強してきた者として憲法については強い関心があります。
- (3) ちなみに、参議院の憲法調査会では、この他に、「人間の安全保障」の規定を憲法前文に掲げるべきこと、ほとんどの国の憲法で規定されている「国家緊急権」の条文を日本国憲法にも入れるべきことを提言しました。

Q：18歳以上の日本国民が選挙権を持つことに賛成ですか。

- A：(1) はい、大賛成です。日本では超高齢化が進み、このままだと65歳以上の方が有権者の多くを占めるようになります。選挙権の年齢を高校を卒業する18歳にまで引き下げ、18歳以上の人も選挙権を持つ主権者として政治に参加する権利を持つべきだと考えるからです。
- (2) もっと言えば、現在、被選挙権は参議院議員と都道府県知事が30歳以上、市町村長と地方議会議員、衆議院議員の被選挙権が25歳以上となっています。これらすべての被選挙権も、選挙権と同様18歳以上に引き下げ、18歳以上の日本国民はすべての国政選挙、地方選挙に国

民の代表として立候補できるようにすべきと考えます。若者の政治的無関心(APATHY、アパシー)を防ぐには、被選挙権を 18 歳以上に引き下げることが最も効果的だと私は信じて疑いません。

(3)また、地方議会議員や首長(市町村長や知事)、国会議員の兼職もルールを決めた上で認めるべきと考えます。例えば、市町村議会議員や市町村長と都道府県議会議員の兼職や、都道府県議会議員と衆議院議員の兼職、知事と参議院議員の兼職など、一定の要件の下に兼職を認めるべきと考えます。

(4)政治家への立候補はあまりにもリスクが高く、優秀な人が立候補を躊躇することが多すぎるように思います。そこで、企業や職場は、仕事を辞めなくても立候補できるしくみをつくること、政治家の仕事を辞めたら復職できるしくみをつくることも、優れた方に国民の代表者である政治家として活躍して頂くために欠かせないと考えます。

Q：主権者教育とは何ですか。

A：(1)主権とは、国の将来をどうするかを最終的に決める権限です。日本国憲法は、第一条で「主権の存する日本国民」と、主権者は国民であることを明記しており、日本は国民主権の国と言えます。

(2)その主権は、間接民主制をとる日本では、国民の代表者を選任する「選挙権」と自らが国民の代表者として選任される「被選挙権」として行使することができます。

(3)2016 年 7 月より、主権者として 18 歳以上の日本国民が選挙権を行使できますので、主権者としての教育、主権者教育の必要性が叫ばれているものと考えられます。

Q：主権者教育として18歳までに行わなければならないことは何だとお考えですか。

A：(1)小学校 4 年生から市町村や県などについて学び、小学校 6 年生では国の政治の基本について学びます。

(2)中学校に入ると日本や世界の地理や歴史を学び、中学校 3 年生では日本国憲法を中心に国の政治や地方自治のしくみ、経済や国際関係について学びます。

(3)高校生は現代社会や世界の地理、世界史、倫理、日本史、政治経済と、よく考えれば国や地方、世界の地理、歴史、現状を思想史も含めてかなり学んでいます。

(4)これらの勉強に「主権者」という観点を加えるだけで、日本の教育制度には本格的な主権者教育のカリキュラムが備わると確信します。

(5)これに加えて、日本の学校教育では教科以外の教育活動として「学級会活動」「生徒会活動」「部活動」「当番制度」「学校祭、体育祭、体験学習、修学旅行、宿泊学習」「入学式、卒業式、始業式、終業式」「朝礼、夕礼、学級会」などの様々な活動が活発に行われています。

(6)よく考えれば、これらの運営についてもかなり質の高い話し合いが行われ、役割分担が決められ、ともに行動し、たえず反省会等が行われてよりよい活動を目指していますので、「主権者」という観点を加えるだけで本格的な主権者教育ができると確信します。

(7)今行われている教科と教科以外のすべての学校教育に「主権者」という観点を加え、主権者教育を目指すべきと考えます。

Q：学習塾・予備校・私立学校の経営幹部の皆様にも、主権者教育促進という観点でお伝えしたいことがありますか。

A：(1)そうはいつでもなかなか忙しくて主権者教育どころではないという反論が、学校の先生方から予想されます。

(2)そこで、学習塾・予備校・私立学校こそ「主権者教育の中心的な担い手」となって、選挙権が行使できる 18 歳になるまでに、万全の、また、独自の主権者教育を行って頂きたいと思っております。

(3)NHK テレビの大河ドラマ「花燃ゆ」で紹介された「松下村塾」は、孔子の後継者と評される孟子の至誠の教えを中心に世の中の在り方とは何かを考え抜き、明治維新の原動力となりましたが、主権者教育そのものとも私には思えます。

(4)主権者として投票行動をしたり、立候補をしたりするためには、新聞や雑誌、TV、ラジオ、インターネットなどを通じて質の高い情報を入手し、世の中のことを十分に知る努力をすることが求められます。

(5)また、日本や世界の「古典」をよく読み、民主主義とは何か、正義とは何かを自分なりに考えることも欠かせません。「古典との時空を超えた対話」をどんどん御指導ください。

(6)高校の「現代社会」「倫理」「政治経済」ほど、民主主義や主権者教育に役立つ教科はありません。フランスの高校 3 年生は、全員必修で文系では週 8 時間、理系でも週 4 時間が哲学の時間に当てられ、「社会のためにももの言う市民」、「主権者教育」が行われています。大学入学資格試験(バカロレア)では、文系、理系ともに哲学の筆記試験があり、文系では 20%の配点となっているようです。

(7)主権者教育は時代の流れです。日本でも 2019 年の大学入試からは大幅に筆記試験が導入されると思われます。また、次期学習指導要領では「公共」を高校の必修科目にして主権者教育を日本でも推進するようです。

(8)開倫塾では、2015 年 7 月 25 日から 10 月 24 日までの 3 か月間、「読解力アップ」を目的に、1 日 30 分以上本を読もう、1 日 30 分以上新聞を読もうを合い言葉に「書き抜き読書ノートコンテスト」「スクラップブックコンテスト」を実施。小さい試みかもしれませんが、主権者教育の一端を担いたく、取り組みをすすめています。

Q：最後に一言どうぞ。

A：(1)今月皆様にお勧めしたいのは、フランス、高校 3 年生の哲学の教科書の日本語訳、ポール・フルキエ著「哲学講義」(1)～(4)ちくま学芸文庫、1997 年刊です。フルキエ先生の「公民の倫理」とともにお読み頂くと、フランスの教育で大切にしていることがよくわかります。

(2)また、2014 年のアメリカのベストセラー、お二人の MIT の先生、エリック・ブリニョルソン、アンドリュース・マカフィー著の待望の翻訳「ザ・センカド・マシン・エイジ」が日経 PB 社から 8 月 3 日に発売になりました。これからの世界で何が求められるのかがよくわかります。わかりやすい翻訳なのでどんどん読めます。「windows10」を導入なさる前に是非御一読を。